

仕様書

業務名 令和4年度自転車利用実態調査

1 業務の目的

本業務は「札幌市自転車利用総合計画」に基づき自転車駐車対策を総合的に行うため、駅周辺及び都心部周辺の自転車利用実態（駐車実態）を調査し、基礎資料を作成することを目的としている。

2 履行期間

契約書締結日から、令和4年10月14日（金）までとする。

3 業務の内容

（1）調査対象自転車等

- ア 自転車…道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車
- イ 原付一種…道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車のうち、総排気量が50cc以下のもの。
- ウ 原付二種…道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車のうち、総排気量が50cc超125cc以下のもの。
- エ 自動二輪車…道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車のうち、上記ウの原付二種を除いたもの。

（2）調査概要

委託者が指定する地下鉄、JRの市内全駅及びバス停留所における調査対象〔公共駐輪場、路上及び店舗などの公共以外の場所（住宅系を除く）〕の自転車等の駐車台数の計測及び駐車状況の撮影を行う。

（3）調査範囲及び調査箇所

下記ア及びイに示した駅等から概ね500mのエリア（別添図〔1〕～〔74〕の各エリア。以下同じ）を調査範囲とし、その範囲内で指定する公共駐輪場、路上及び店舗などの公共以外の場所（住宅系を除く）に自転車等が駐車されている箇所を調査箇所とする。

ア 地下鉄、JRの市内全駅（地下鉄45駅＋JR駅25駅＝70駅）

※ 地下鉄さっぽろ駅はJR札幌駅として、JR新札幌駅は地下鉄新さっぽろ駅として集計する。

イ バス停留所（3停留所）

- 東苗穂8条3丁目路上（中央バス）
- 石山望豊台（じょうてつバス、中央バス）
- 中央バス新川営業所（中央バス）

(4) 調査時間

平日における通勤時間帯の後で、買い物利用発生前の朝 9:00~10:00 とする。加えて、下表にある駅については、駐輪台数が多くなる傾向の 15:00~16:00 においても同様の調査を行う。

都心部 (4 駅)	JR 札幌駅	地下鉄大通駅	地下鉄すすきの駅
	地下鉄豊水すすきの駅		
郊外駅 (13 駅)	地下鉄麻生駅	地下鉄中島公園駅	地下鉄平岸駅
	地下鉄琴似駅	地下鉄円山公園駅	地下鉄西 18 丁目駅
	地下鉄西 11 丁目駅	地下鉄東札幌駅	地下鉄白石駅
	地下鉄南郷 7 丁目駅	地下鉄南郷 18 丁目駅	地下鉄新さっぽろ駅
	地下鉄元町駅		

(5) 調査日

令和 4 年 8 月 18 日(木)から令和 4 年 9 月 15 日(木)までの月曜日~金曜日(祝日は除く)のうち、別途、委託者と協議の上決定すること。

なお、調査日は各箇所 1 回(1 日)で全箇所を終了するのに 7 日間を想定しているが、上記対象期間のうち何日間を調査日としても構わない。

また、本調査は各駅等周辺における乗入台数のピークを調査することが目的であるため、雨天あるいは帰宅時間に雨天が予想される日は、調査を延期すること。

(6) 調査方法

駐車台数の調査に当たっては、調査範囲内で自転車等が駐車されている箇所(調査箇所)ごとに自転車、原付一種、原付二種、自動二輪車の種別ごとに台数を計測すること。

上記(4)の表中で、午後も調査を行う駅は、午前と同一日に調査すること。

また、調査完了後に、計測した駐車台数の確認がとれるようにするため、調査箇所ごとに駐車状況全体が把握できるように写真を撮影すること。調査箇所が広範囲にわたる場合は複数枚撮影し、全体が把握できるようにすること。

(7) 作業計画・準備

ア 受託者は、調査当日の作業を円滑に進めるために、調査工程の立案等を行い、調査開始 2 営業日前までに作業計画及び調査員名簿を提出し、委託者の承諾を受けること。

イ 調査員ごとの作業方法に差異が生じないように、各調査員へは事前に調査方法の説明を行うこと。

(8) その他調査事項

ア 都心部の別添図には、あらかじめ街区ブロックごとに記号番号を図示しているので、自転車等の駐車を発見した際は、街区ブロックの一边ごとにまとめて台数を計上し、その箇所と台数が識別できるよう調査票にて報告すること。

(例) 駐車台数

別添図に追記

※上記の場合、計上は A3-1…3台、A3-3…2台、A4-2…4台
 ※街区ブロックの枝番号は、南の辺を1、西の辺を2、北の辺を3、東の辺を4と付番する。

自転車駐車実態調査票(記載例)					
路線名	都心部	駅名	大通	担当者	〇〇
調査日	令和●年 8 月 29 日	調査時間	15:00~16:00	天候	曇り

自転車駐車実態調査票(記載例)											合計	備考									
路線名	都心部	駅名	大通	担当者	〇〇																
調査日	令和●年 8 月 29 日	調査時間	9:00~10:00	天候	晴れ																
位置	駐車施設	施設容量	駐車台数												合計	備考					
			駐輪場内						路上放置												
			自転車		自動二輪		自転車		自動二輪		その他駐輪(私有地・店舗等)										
			一種	二種	一種	二種	一種	二種	一種	二種	一種	二種	一種	二種							
1	26 南2西4五番街	467	357	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	357	0	0	0	0	357	
2	A3-1		0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3	
3	A3-3		0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	
4	A4-2		0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4	
以下略																					

イ 郊外駅の別添図には、昨年度調査時に自転車等の駐車があった箇所を図示しているもので、当該箇所以外に自転車等の駐車を発見した際は、図面にその箇所を追記するとともに台数を計上し、その箇所と台数が識別できるよう調査票にて報告すること。

(例) 駐車台数

別添図に追記

※上記の場合、計上は ①…200台、②…6台、③…2台、④…2台

自転車駐車実態調査票(記載例)																							
路線名	南北線				駅名	北12条				担当者	〇〇												
調査日	令和●年 8 月 31 日				調査時間	9:00~10:00				天候	晴れ												
位置	駐車施設	施設容量	駐車台数																備考				
			駐輪場内				路上放置				その他駐輪(私有地・店舗等)				小計					合計			
			自転車	一種	二種	自動二輪	自転車	一種	二種	自動二輪	自転車	一種	二種	自動二輪	自転車	一種	二種	自動二輪					
1	1	北12条駅	306	200	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200	10	0	0	200	
2	2			6	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	6	
3	3			2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	
4	4			2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	
以下略																							

ウ 2(4)で示している午後の調査を実施する駅については、午前の調査を実施した日と同日に行うこと。

エ JR札幌駅と地下鉄大通駅(Iブロック含む)の調査は、同一日に行うこと。

オ 都心部(JR札幌駅、大通駅、すすきの駅、豊水すすきの駅)の4地点は、他の地点よりも優先的にを行い、8月31日までに調査を終えること。

(9) 調査票作成及び報告

ア 本市指定の調査票(様式1)に調査した数値を入力し、調査箇所ごとに作成すること。また、全駅比較表(様式2)の当年度分の欄に調査した数値を入力すること。

イ 都心部(JR札幌駅、大通駅、すすきの駅、豊水すすきの駅)の4地点については、4地点が調査終了した後、概ね2週間以内に調査票(様式1)にて速報値を委託者に報告すること。

ウ 都心部の4地点と都心部以外の69地点全ての調査が終了した後、概ね2週間以内に、全ての調査箇所の調査票(様式1)と全駅比較表(様式2)を、委託者に提出すること。

4 成果品

成果品について下記のとおり提出すること。

- (1) 調査範囲ごとに作成した調査票を路線ごとにまとめ、提出すること。
- (2) 調査時に撮影した写真について、駅等ごとに駐車箇所がわかるよう整理し、写真帳を作成、提出すること。
- (3) 調査したエリアの図面について提出すること。調査箇所を追記した場合はその図面を提出すること。
- (4) 上記提出物については、電子データ及び書類により納品すること。
- (5) データ形式等については、委託者と協議のこと。
- (6) 報告方法や成果品について不明な点がある際は、適宜、委託者に確認すること。なお、前年度の調査票等は札幌市役所本庁舎6階 建設局総務部自転車対策担当課において閲覧可能。

5 完了報告

業務完了後は、上記成果品と併せて業務完了届(様式3)を提出すること。

6 その他

- (1) 調査に従事する者については、委託者より身分証明書の交付と腕章の貸与を行うため、従事者の氏名及び生年月日の一覧と、身分証明書交付願及び腕章貸与願を契約締結後調査開始2営業日前までに届け出ること。

- (2) 契約後、調査手順の詳細について委託者との協議を行う日を1日設けるものとする。
- (3) 委託者と協議等を行った場合は、速やかに委託者に協議記録簿を提出すること。
- (4) 初回の打ち合わせ及び成果品納入時には、監督員が立ち会うものとする。
- (5) 工事等により、駐輪場位置が変更となる場合の対応は、事前に委託者から通知する。
- (6) 受託者は業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。
- (7) 本業務を履行する上での個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」及び「札幌市個人情報保護条例」を遵守しなければならない。
また、個人情報の取扱う際には別記「個人情報取扱注意事項」を守るものとする。
- (8) 本調査の遂行に当たって、受託者の不注意によって生じた費用及び第三者に損害を与えた場合の費用は全て受託者の負担とする。
- (9) この業務の遂行にあたっては、再生紙を使用する等、環境に最大限配慮すること。
- (10) この業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。
- (11) 本仕様書に定めのない事項は、委託者、受託者双方協議の上、決定する。

7 担当者

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市建設局総務部自転車対策担当課駐輪対策係 小室

TEL (011) 211-2456

FAX (011) 218-5134

個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。